

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

財務諸表

(法人用)

- 様式第十五号 貸借対照表
- 様式第十六号 損益計算書
- 様式第十七号 完成工事原価報告書
- 様式第十七号の二 株主資本変動計算書
- 様式第十七号の三 注記表
- 様式第十七号の三 附属明細表

事業年度 [自 令和 年 月 日]
 [至 令和 年 月 日]

(会社名)

(会社名)

資産の部

I 流動資産			
現金預金			千円
受取手形			
完成工事未収入金			
有価証券			
未成工事支出金			
材料貯蔵品			
短期貸付金			
前払費用			
その他			
貸倒引当金			△
流動資産合計			
II 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物			
減価償却累計額			△
機械・運搬具			
減価償却累計額			△
工具器具・備品			
減価償却累計額			△
土地			
リース資産			
減価償却累計額			△
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額			△
有形固定資産合計			
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			
リース資産			
その他			
無形固定資産合計			

負ののれん
その他
固定負債合計
負債合計

純資産の部

I 株主資本
 (1) 資本金
 (2) 新株式申込証拠金
 (3) 資本剰余金
 資本準備金
 その他資本剰余金
 資本剰余金合計
 (4) 利益剰余金
 利益準備金
 その他利益剰余金
 準備金
 積立金
 繰越利益剰余金
 利益剰余金合計
 (5) 自己株式
 (6) 自己株式申込証拠金
 株主資本合計
 △
 II 評価・換算差額等
 (1) その他有価証券評価差額金
 (2) 繰延ヘッジ損益
 (3) 土地再評価差額金
 評価・換算差額等合計
 III 新株予約権
 純資産合計
 負債純資産合計

記載要領
 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
 しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 4 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万
 円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として
 記載すること。
 5 金額の記載に当たっては、有価証券がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
 6 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に
 属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
 7 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい
 てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
 8 ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の
 科目に含めて記載することができる。

(3) 投資その他の資産
 投資有価証券
 関係会社株式・関係会社出資金
 長期貸付金
 破産更生債権等
 長期前払費用
 繰延税金資産
 その他
 貸倒引当金
 投資その他の資産合計
 固定資産合計
 △

負債の部

III 繰延資産
 創立費
 開業費
 株式交付費
 社債発行費
 開発費
 繰延資産合計
 資産合計

負債の部

I 流動負債
 支払手形
 工事未払金
 短期借入金
 リース債務
 未払金
 未払費用
 未払法人税等
 未成工事受入金
 預り金
 前受収益
 引当金
 その他
 流動負債合計

II 固定負債

社債
 長期借入金
 リース債務
 繰延税金負債
 引当金

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

I	売 上 高				千円
	完成工事高				
	兼業事業売上高				
II	売 上 原 価				
	完成工事原価				
	兼業事業売上原価				
	売上総利益 (売上総損失)				
	完成工事総利益 (完成工事総損失)				
	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)				
III	販売費及び一般管理費				
	役員報酬				
	従業員給料手当				
	退職金				
	法定福利費				
	福利厚生費				
	修繕維持費				
	事務用品費				
	通信交通費				
	動力用水光熱費				
	調査研究費				
	広告宣伝費				
	貸倒引当金繰入額				
	貸倒損失				
	交際費				
	寄付金				
	地代家賃				
	減価償却費				
	開発費償却				
	租税公課				
	保険料				
	雑 費				
	営業利益 (営業損失)				

- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税引外会計の適用にあたり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額を要しない。繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は無形固定資産に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合は、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
 ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合には、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含まれない。

完成工事原価報告書

自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

I	材	料	費
II	労	務	費
			(うち労務外注費)
III	外	注	費
IV	経	費	(うち人件費)

完成工事原価

IV	営	業	外	収	益
					受取利息及び配当金
					その他
V	営	業	外	費	用
					支払利息
					貸倒引当金繰入額
					貸倒損失
					その他
					経常利益(経常損失)

VI	特	別	利	益	
					前期損益修正益
					その他

VII	特	別	損	失	
					前期損益修正損
					その他
					税引前当期純利益(税引前当期純損失)
					法人税、住民税及び事業税
					法人税等調整額
					当期純利益(当期純損失)

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
 なお、「兼業事業売上高」(二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計)の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益(売上総損失)」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。

株主資本等変動計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）

千円

	株主資本										評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	新株式 申込証 現金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計			
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利益剰余金 積立金	繰越 利益 剰余金									利益 剰余金 合計
当期首残高																	
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当																	
当期純利益																	
自己株式の処分																	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）																	
当期変動額合計																	
当期末残高																	

- 記載要領
- 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしんりし、純資産の部の変動の状態を正確に開示することができるよう明確に記載すること。
 - 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
 - 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社において、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
 - 金額の記載に当たって有効数字が異なる場合には、項目の名称の記載を要しない。
 - その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
 - 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動事由ごとの金額を表示する場合に、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
 - 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- びゅう
- 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する題及適用又は事項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合は、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
 - 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概算貸借対照表における表示の順序による。
 - 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - 当期純利益又は当期損失
 - 新株の発行又は自己株式の処分
 - 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - 自己株式の取得
 - 自己株式の消却
 - 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式譲渡など）による増加又は分割後の会社分割による減少
 - 株主資本の計数の変動
 - 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - 剰余金の内訳科目間の振替
 - 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
 - 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産が記載すべき金額と繰延税金負債が記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
 - 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合は、変動事由の表示方法として、以下のいずれの方法により記載するものとする。
 - 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。
 - 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘査し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
 - 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - 評価・換算差額等
 - その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は処分処理による増減
純資産の部へ直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部へ直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使
新株予約権の失効
自己新株予約権の消却
自己新株予約権の処分
 - 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金については、主な変動事由及びその金額を表示する場合、評価の対象となるその他有価証券の売却又は処分処理による増減は、原則として、以下のいずれの方法により計算する。
 - 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額を表示する、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。
また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
 - 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表
自 至
令和 令和
年 年
月 月
日 日
（会社名）

- 注 1 業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針及び評価方法
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- (2) 引当金の計上基準
- (3) 消費税及び地方消費税の計上基準
- (4) 消費税及び地方消費税の計上基準
- (5) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基
- (6) 本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 誤謬の訂正
- 6 貸借対照表関係
- 7 (1) 担保に係る資産及び担保付債務
- (2) 担保に係る資産の内容及びその金額
- (3) 関係債権、手形、請求債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債権及び長期金銭債権
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する
- (5) 親会社株式の各表対する未成工事支出金の金額
- (6) 損益計算書のうち対する未成工事支出金の金額
- 8 (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (2) 売上高のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上高のうち工事損失引当金繰入高
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の変動計算書関係
- 9 株主資本等変動計算書関係
- (1) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- (2) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末日において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 10 税効果会計
- 11 リリースによる関係
- 12 金融商品関係
- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価
- 13 賃貸貸等不動産の時価
- (1) 賃貸貸等不動産の時価
- (2) 関連当事者との取引
- 14 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)
(2) 取引条件及び取引条件の変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容							

(2) 取引条件の変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

- 15 一株当たり情報
- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当規制適用の有無
- 17-2 収益認識関係
- 18 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

		株式会社				
		会計監査人設置会社	会計監査人なし	株式譲渡制限会社		
1	継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×	持分会社
2	重要な会計方針	○	○	○	○	○
3	会計方針の変更	○	○	○	○	○
4	表示方法の変更	○	○	○	○	○
4-2	会計上の見積り	○	×	×	×	×
5	会計上の見積りの変更	○	×	×	×	×
6	誤謬(ごびゅう)の訂正	○	○	○	○	○
7	貸借対照表関係	○	○	×	×	×
8	損益計算書関係	○	○	×	×	×
9	株主資本等変動計算書関係	○	○	○	○	×
10	税効果会計	○	○	×	×	×
11	リースにより使用する固定資産	○	○	×	×	×
12	金融商品関係	○	○	×	×	×
13	賃貸等不動産関係	○	○	×	×	×
14	関連当事者との取引	○	○	×	×	×
15	一株当たり情報	○	○	×	×	×
16	重要な後発事象	○	○	×	×	×
17	連結配当規制適用の有無	○	×	×	×	×
17-2	収益認識関係	○	×	×	×	×
18	その他	○	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の当該部分への記載は要しない。

格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式が当該事業年度又は当該事業年度の末日後にあって株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び②に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、当期及び各ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度の収益の金額を理解するための情報
なお、①から③事項の記載を要しない。

注18 注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附属明細表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘柄	一株の金額		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		摘要
		千円	千円	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	取得価額	貸借対照表計上額	
				千円	千円		千円		千円		千円	
	計											
社 債	銘柄	一株の金額		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		摘要
		千円	千円	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	取得価額	貸借対照表計上額	
				千円	千円		千円		千円		千円	
	計											
そ の 他 の 有 価 証 券	銘柄	一株の金額		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		摘要
		千円	千円	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	取得価額	貸借対照表計上額	
	計											

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			—

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第23号に定める会社をいう。
- 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなればならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならぬ。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付明細表

- 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関連会社について各々の合計額を記載すること。
- 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合はその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。
- 関係会社有価証券明細表
 - 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
 - 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
 - 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
 - 当期増加額及び当期減少額がともない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
 - 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の

資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

(7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

(1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

(2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。

(3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

(1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。

(2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。

(3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。

(4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。

(5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

(1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するものうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

(2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するものうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。

(3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間にわたる1年ごとの返済予定額を注記すること。

(5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

(1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

(2) 関係会社借入金とは貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

(1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。

(3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

財務諸表

（個人用）

様式第十八号 貸借対象表
 様式第十九号 損益計算書

令和 年 月 日

（商号又は名称）

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

商号又は名称

資産の部		千円
I 流動資産		
現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	
II 固定資産		
建物・構築物	
機械・運搬具	
工具器具・備品	
土地	
建設仮勘定	
破産更生債権等	
その他	
固定資産合計	
資産合計	
負債の部		
I 流動負債		
支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
.....	
引当金	
その他	
流動負債合計	

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができよう明りように記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
 - 期首資本金——前期末の資本合計
 - 事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
 - 事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
 - 事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

II 固定負債

長期借入金
その他
固定負債合計
負債合計

純資産の部

期首資本金
事業主借勘定
事業主貸勘定
事業主利益
純資産合計
負債純資産合計

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

損 益 計 算 書

- 記載要領
- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
 - 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
 - 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 - 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
 - 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
 - 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
 - 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

損 益 計 算 書	年 月 日	千 円
自 令和 年 月 日		
至 令和 年 月 日		
商号又は名称		
I 完成工事高
II 完成工事原価
材料費
労務費
(うち労務外注費)
外注費
経費
完成工事総利益(完成工事総損失)
III 販売費及び一般管理費
従業員給料手当
退職金
法定福利費
福利厚生費
維持修繕費
事務用品費
通信交通費
動力用水光熱費
広告宣伝費
交際費
寄付金
地代家賃
減価償却費
租税公課
保険料
雑 費
営業利益(営業損失)
IV 営業外収益
受取利息及び配当金
その他
V 営業外費用
支払利息
その他
事業主利益(事業主損失)

《参考資料 8》 建設業法施行規則で定める勘定科目の説明

貸借対照表

科 目	摘 要
<p>[資産の部]</p> <p>I 流動資産</p> <p>現金預金</p> <p>受取手形</p> <p>完成工事未収入金</p> <p>有価証券</p> <p>未成工事支出金</p> <p>材料貯蔵品</p> <p>短期貸付金</p> <p>前払費用</p> <p>その他</p> <p>貸倒引当金</p> <p>II 固定資産</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>建物・構築物</p> <p> 建物</p> <p> 構築物</p> <p>機械・運搬具</p> <p> 機械装置</p> <p> 船舶</p> <p> 航空機</p> <p> 車両運搬具</p> <p>工具器具・備品</p> <p> 工具器具</p> <p> 備品</p> <p>土地</p> <p>リース資産</p> <p>建設仮勘定</p> <p>その他</p>	<p>現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等</p> <p>預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。</p> <p>営業取引に基づいて発生した手形債権(割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。)。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。</p> <p>完成工事高に計上した工事に係る請負代金(税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。</p> <p>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券</p> <p>完了工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等</p> <p>手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかつたもの</p> <p>決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産(長期貸付金)に記載することができる。</p> <p>未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産(長期前払費用)に記載することができる。</p> <p>完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生じた未収入金、営業外受取手形その他の決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。</p> <p>次の建物及び構築物をいう。 社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備 土地に定着する土木設備又は工作物</p> <p>次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。 建設機械その他の各種機械及び装置 船舶及び水上運搬具 飛行機及びヘリコプター 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具</p> <p>次の工具器具及び備品をいう。 各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの(移動性仮設建物を含む。) 各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの</p> <p>自家用の土地</p> <p>ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。</p> <p>建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出</p> <p>他の有形固定資産科目に属さないもの</p>

科 目	摘 要
(2) 無形固定資産	
特許権	有償取得又は有償創設したもの
借地権	有償取得したもの(地上権を含む。)
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・ 関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
関係会社株式	会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第23号に定める関係会社の株式
関係会社出資金	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破産更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
その他	長期保証金等1年を超える債権、出資金、(関係会社に対するものを除く。)等他の投資その他の資産科目に属さないもの
貸倒引当金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ繰延資産	
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用(新株予約権の発行等に係る費用を含む。)
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用(ただし、経常費の性格を持つものは含まれない。)
[負債の部]	
I 流動負債	
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工事未払金	工事費の未払額(工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。)。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金(金融手形を含む)
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
未成工事受入金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前受収益	前受利息、前受賃貸料等
・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
修繕引当金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金

科 目	摘 要
工事損失引当金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役員賞与引当金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金(実質的に確定債務である場合を除く。)
その他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
II 固定負債	
社債	会社法(平成18年法律第86号)第2条第23号の規定によるもの(償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債の部に記載すること。)
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
・・・引当金	退職給付引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
(退職給付引当金	役員及び従業員の退職給付に対する引当金)
負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
その他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
[純資産の部]	
I 株主資本	
資本金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資金剰余金	
資金準備金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの
利益剰余金	
利益準備金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
その他利益剰余金	
・・・積立金	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
(準備金)	
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金(準備金)以外のもの
自己株式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
II 評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期末日時価により評価替えすることによる生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
III 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損益計算書

科 目	摘 要
I 売上高	
完成工事高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び収益認識に関する会計基準により収益に計上する場合における最終総請負高(請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。)。ただし、税抜き方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼業事業売上高	建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合における当該事業の売上高
II 売上原価	
完成工事原価	完成工事高として計上したものに对应する工事原価
兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに对应する兼業事業の売上原価
売上総利益 (売上総損失)	売上高から売上原価を控除した額
完成工事総利益 (完成工事総損失)	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
III 販売費及び一般管理費	
役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬(役員賞与引当金繰入額を含む。)
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	役員及び従業員に対する退職金(退職年金掛金を含む。)。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれかの場合においても異常なものを除く。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租税公課	事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。)、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
雑費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費に科目に属さない費用
営業利益 (営業損失)	売上総利益(売上総損失)から販売費及び一般管理費を控除した額
IV 営業外収益	
受取利息及び配当	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金	株式利益配当金(投資信託収益分配金、みなし配当を含む。)
その他	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの

科 目	摘 要
V 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。
支払利息	借入金利息等
社債利息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
その他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会計計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益 (経常損失)	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
VI 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
VII 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等の異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損)	経常利益(経常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び 事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完成工事原価報告書

科 目	摘 要
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む。)
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
(うち労務外注費)	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外注費	工種・工程別等の工事について、素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用 水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所経費配賦額等
(うち人件費)	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

《参考資料9》常勤証明書【記入例】

常 勤 証 明 書

栃 木

常勤証明書は、次のような場合にご提出いただきます。

- ・ 住所地と実際の居住地が異なる場合
- ・ 遠方から通勤している場合
- ・ 無報酬の取締役等、やむを得ない事由で通常の常勤性確認書類が用意できない場合

※この証明書を提出する場合でも、原則、通常の常勤性確認書類もあわせて必要となります。

塙田 一也 は下記のとおり、**栃木一建設（株）** に常勤していることに相違ありません。
なお、この内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しています。

令和2年5月2日

該当するものを丸で囲む

{ 常 勤 役 員 等 } 住所 栃木県宇都宮市竹林町 1030-2
{ 専 任 技 術 者 }
政令第3条の使用人 氏名 塙田 一也

申請者 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木一建設（株）
代表取締役 塙木 一郎

記

勤務地： 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 栃木一建設（株）

就業時間： 9時00分 ～ 18時00分

勤務日数： 22日（1ヶ月平均）

《参考資料 10》 診断書作成例

診 断 書 作 成 例

氏名	男・女
年 月 日生 (歳)	
住所	

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

1. 各種検査

長谷川式認知症スケール（ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

MMSE（ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒（ 部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施）

なし

知能検査

その他

2. 短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない

（特記事項）

3. 判断能力について

（1）見当識の障害の有無

あり ⇒（ まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い

障害が高度）

なし

（

）

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)

なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

建設業許可に関する問い合わせ先

※書類の申請先ではありません。

県土整備部 監理課 建設業担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 (本館13F) Tel : (028) 623-2390 Fax : (028) 623-2392 Email : kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp
--------------------	--

県内の各土木事務所

書類の提出先は、主たる営業所を管轄する下記の土木事務所です。

土木事務所名	所在地	電話番号	管轄市町
宇都宮土木事務所	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3124	宇都宮市 上三川町
鹿沼土木事務所	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1	0289-65-3211	鹿沼市
日光土木事務所	〒321-1414 日光市萩垣面2390-7	0288-53-1211	日光市
真岡土木事務所	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-83-8301	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
栃木土木事務所	〒328-8504 栃木市神田町6-6	0282-23-3433	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町
矢板土木事務所	〒329-2163 矢板市鹿島町20-11	0287-44-2185	矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町
大田原土木事務所	〒324-8765 大田原市本町2-2828-4	0287-23-6611	大田原市 那須塩原市 那須町
烏山土木事務所	〒321-0621 那須烏山市中央1-6-92	0287-83-1321	那須烏山市 那珂川町
安足土木事務所	〒326-8555 足利市伊勢町4-19	0284-41-2331	足利市 佐野市



<お問合せ先>

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県県土整備部監理課建設業担当

TEL 028-623-2390

FAX 028-623-2392

MAIL kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp